

## 7 計画を実現するための措置と推進体制(抜粋)

### 1 県土の質的向上・有効利用の促進

#### 1 健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築

- ◇資源循環型社会の構築(県廃棄物処理計画、バイオマス立県ちば推進方針等)
- ◇地球温暖化の防止(県地球温暖化防止計画)
- ◇良好な大気・水・地質環境の確保(県自動車交通公害防止計画、県環境保全条例、湖沼水質保全計画)、森林・農地の保全・有効利用の促進

#### 2 安全で安心できる暮らしの確保

- ◇災害対策の促進(県地域防災計画、治水治山事業、海岸保全施設・広域都市公園・地域防災拠点等の整備、自助・共助活動の促進)
- ◇安全で安心なまちづくり(犯罪・交通事故の防止に配慮した道路・公園の整備)

#### 3 良好な景観の保全・形成

- ◇美しい県土づくりの総合的・計画的推進(県景観条例・広域景観計画・公共事業景観形成指針の策定、景観行政団体化等に向けた市町村への支援、県民や事業者の関心と理解の醸成)
- ◇農地・森林の保全、地区計画制度の活用、歴史的風土・文化財の保全、県屋外広告物条例の規制

#### 4 人と自然との共生

- ◇生物多様性の保全に向けた(仮称)生物多様性ちば県戦略に基づく多様な主体と連携協働した取組
- ◇自然環境の保全・再生(県自然環境保全条例等による保全地域の指定・規制、三番瀬再生計画)
- ◇里山の保全・整備・活用(県里山条例、里山基本計画等)、集約型都市構造への都市計画の見直し

#### 5 地域の多様性・魅力を生かした活力の創出

- ◇地域産業の振興((仮称)農業・農村づくり計画、森林施業計画、県水産業振興方針、新産業振興戦略、ちば中小企業元気戦略、観光立県千葉推進ビジョン、(仮称)観光立県推進条例)
- ◇圏央道、外かく環状道路をはじめとする幹線道路等の交通ネットワークの整備、成田国際空港・千葉港等の機能強化、地域の多様な個性・特色を生かした地域づくりの促進

#### 6 世界に開かれた県土利用

- ◇成田・柏・かずさ・幕張等の国際拠点の整備・機能強化(国際空港都市づくり(成田)、国際学術研究都市づくり(柏)、企業・研究機関等の立地集積(かずさ)、メッセの機能強化(幕張))
- ◇外資系企業の誘致、農林水産物の海外市場開拓、外国人観光客の誘致促進・受入体制の整備

### 3 県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応

#### 1 持続可能なまちづくり

- ◇誰もが安全で暮らしやすく活力と賑わいのある「コンパクトなまちづくり」への転換に向けて、都市機能の集積・交通利便性の確保・街なか居住の促進・中心市街地の活性化等への支援
- ◇農山漁村部における生産・経営基盤の強化、多様な人材の参加による千葉県型集落営農の展開、グリーン・ブルー・ツーリズム等による都市との交流の促進
- ◇各地域におけるエリアマネジメント(多様な主体の連携・協働による生活・居住環境の維持向上の取組)への支援、コミュニティの活性化の支援、多様な主体の地域課題の把握・解決のための仕組みの構築

## 2 県土の利用目的に応じた区分ごとの有効利用の促進

### 1 農用地

- ◇農地利用集積・農業生産基盤整備の推進、経営の大規模化・効率化の促進、高収益経営体の育成、「千葉県型集落営農」の展開、農業への新規就労支援
- ◇グリーン・ツーリズム等の都市と農村の交流、県民・NPO等の多様な主体による保全・利用の支援
- ◇都市部における生産緑地の保全、市民農園の整備・利用の促進、都市農業の振興

### 2 森林

- ◇森林所有者等による森林整備への支援強化、県有林の整備の推進、林業振興に向けた人材の確保や県産木材の利用・ブランド化の促進、生物多様性・健康・教育等の多面的な機能に応じた利用の促進、林地開発適正化条例の制定・施行
- ◇里山条例等に基づく、土地所有者・県民・NPO・市町村・企業等と連携した取組の拡充

### 3 道路

- ◇高速道路網及び国道・県道等の体系的整備、地域の実情に即した効果的・効率的整備や地域特性を考慮した事業の重点化、安全性・快適性・防災機能・防犯性や環境・景観に配慮した整備

### 4 宅地

#### ①住宅地

- ◇都市計画・開発許可制度の活用等による無秩序な開発の防止、市街化調整区域の大規模住宅開発の抑制、オープンスペースの確保等による良好な居住環境整備。防災性・耐震性・長寿命化等を備えた良質な住宅ストックの形成、県民ニーズに即した住宅地・住宅取得に向けた市場環境の整備

#### ②工業用地

- ◇本県の産業資源・地域特性を生かした企業誘致活動の促進、個々の企業の多様なニーズに対応した工場誘致・工業用地の整備・分譲、工場跡地の有効利用

#### ③その他宅地(商業・業務・研究等の用地)

- ◇産業クラスター形成に向けた業務・研究機関の誘致、商業・業務機能が効率的に発揮できる市街地開発事業等の促進、大規模集客施設立地の抑制、まちづくりと一体となった地域商業の活性化

### 5 その他区分

#### ①公園緑地

- ◇都市公園の整備、都市緑地法に基づく諸制度の活用、屋上・壁面緑化に向けた支援の検討

#### ②低未利用地

- ◇耕作放棄地につき、地域の実情に即し、農地としての利用の促進や森林等への転用
- ◇都市の低未利用地につき、市街地再開発事業・土地区画整理事業等による有効利用の促進

### 2 環境(廃棄物・建設発生土・山砂採取跡地への対応)

#### ①廃棄物の適正処理

- ◇廃棄物処理施設の立地の適正化や同施設の公的関与のあり方の検討、県廃棄物の処理の適正化等に関する条例の厳格な運用と監視強化による不法投棄の未然防止、取締りの強化

#### ②建設発生土の有効利用等

- ◇産業界・国・市町村との連携による建設発生土の発生抑制・再利用の促進・埋立ての抑制、県残土条例の厳格な運用と監視強化、建設発生土の処理のあり方の検討

#### ③山砂採取跡地の森林回復

- ◇事業者と連携した森林の再生・整備の促進、再生・整備技術の指針の策定・制度化の検討

県民が愛着を持ち豊かさを実感し、地域が個性・特色を生かし持続的に発展を続けていくことのできる県土の実現